

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

橋本市長 平木 哲朗

市町村名 (市町村コード)	橋本市 (30203)
地域名 (地域内農業集落名)	信太地域 (高野口町田原・九重・上中・下中・嵯峨谷・竹尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 70歳以上の農業者が所有する農地が非常に多く、高齢化が進み後継者がいない。
- 子がいる場合であっても、他集落・他地域に居住していることが多く、農地を受け継ぐことが困難で耕作放棄地となるケースがある。
- 鳥獣害や害虫(クビアカツヤカミキリやカメムシ)の被害が増加している。
- 個々の農地面積が狭く、進入路がない農地が多いため、大型機械での作業が難しい。
- 傾斜地の農地が多く、農作業に時間と労力がかかる反面、販売単価が安く農業経営が成り立たない。
- 地域の主作物である柿は、一旦耕作放棄地になってしまうと再生に時間と費用を要するため、新たな担い手の確保が困難になる。
- 近年の豪雨被害などで水路の劣化が進行し、大規模な修繕工事による水インフラの整備が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 農地中間管理事業の活用方針
 - ・耕作放棄地になる恐れのある農地は農地中間管理事業の活用を図り、意欲的な農業者の受入れを促進する。
 - ・貸出希望農地の状況を整理して、受け手が情報収集しやすいようにまとめる。
 - ・地域ごとに「農業重点地域」をつくり、重点地域に対して農地中間管理事業を推進する。
 - ・農地中間管理事業の制度を分かりやすく周知していく。
 - ・耕作放棄地になる恐れのある農地は、地域内の意欲的な農業者が中心となって担う。
 - ・他地域からの農業者の受入れを促進する。
 - ・道路沿いにあるなどの耕作条件の良い農地は、農地中間管理事業の活用を図る。
- 農業者連携
 - ・今後も将来農業について話し合える場をつくる。
 - ・地域内の農業者や土地の所有者が一体となって農地の保全に取り組む。
 - ・農地付の空き家は空き家バンクへの登録を検討し、良好な自然環境を活かした移住者を集める。
 - ・所有者が亡くなっている農地は権利関係を整理し、新たな担い手への賃借・移転を検討する。
 - ・地域のリーダーとなる農業者の育成を行う。
- 鳥獣被害防止対策の取組方針
 - ・地域全体で鳥獣害対策(電気柵の設置や追い払い等)に取り組む。
- 販売促進
 - ・信太米など、地域ごとに特産品となる農作物を作り、所得向上につなげていく。
- 農業者への支援
 - ・橋本市農業振興条例に基づく補助事業を活用して農業者を支援する。
- その他
 - ・農業を志す移住者の受入れを促進する。
 - ・ドローンやアシストスーツなどの新技術を活用した農作業への転換を図る。
 - ・比較的軽量の作物への転換などにより軽労化を推進し、農家が長期間にわたって就農し続けられる環境づくりを地域全体で目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	243 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	131 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

区域は信太地域の農業振興地域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して、認定農業者や認定新規就農者などの担い手への集積を促進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
事業をわかりやすく周知し、活用を促す。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業振興条例を活用して、農地の効率化を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手となる認定新規就農者を積極的に受け入れるとともに熟練農業者との連携を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①国・県・市の補助制度を活用して鳥獣並びに病害虫の防除対策を推進する。
- ③県の補助事業を活用してスマート農業の導入を図り、農作業の省力化や効率化を高める。
- ⑤県の補助事業を活用して樹園地に園内道を整備するなど、農作業の効率化と安全性を高める。
- ⑦日本型直接支払制度などを利用して、地域の共同活動による保全・管理を行う。
- ⑩橋本市農業振興条例に基づく補助事業を活用して、農業生産の効率性を高めると共に販路拡大を図り、収益拡大を図る。